

中間法人(仮称)制度の創設に関する要綱 中間試案に関する意見書

財団法人 公益法人協会

財公益法人協会（公法協）は6月29日、法務省民事局参事官室に「中間法人（仮称）制度の創設に関する要綱中間試案」（以下「中間試案」）に関する意見書を提出した。会員社団法人に対するアンケート調査結果、会員法人・学識経験者との懇談会での議論等を踏まえてとりまとめたものである。全文は後掲のとおり。文中囲みの部分が公法協の意見、それ以外の部分は会員法人・学識経験者からの意見である（会員法人等意見）。

なお、アンケート調査は会員社団法人240団体を対象に実施したものである。調査の概要及び結果については末尾の資料参照。懇談会は公法協会議室で6月13日に実施したもの。社団法人・財団法人関係者及び学識経験者、計14氏が出席した。アンケート調査と懇談会でのご意見はすべて項目ごとに整理のうえ「会員法人等意見」の中に収録させていただいた。

（財公益法人協会）

部分的ではあれ埋めようとする方向自体には賛成します。

（会員法人等意見）

・中間法人制度創設の目的は二つだという。一つは、現行制度では法人格を持ち得ない同窓会などへの手当て。もう一つは、現在公益法人として存在している業界団体等のための法人格移行の受皿。制度創設の力点は後者にあるようだが、これは問題。現に存在している公益法人はみな、適格と認められたからこそ公益法人として許可されたはずである。それを移行させようとする事自体おかしい。中間法人制度がそもそも世の中のニーズにあっているかどうか疑問。

・指導監督基準は「既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応する」と言っている。法人格の隙間のごく一部を埋めるにすぎない今回の中間法人制度が抜本的法改革と言えるのか。

・特定非営利活動促進法は民法の特別法の位置付けである。そのため、対象団体が12分野に限定された。12分野以外の団体は救われない。そしてまた今度は、共益非営利団体のための立法である。なぜこんなことになるのか。民法が非営利団体のための一般法でないからである。非

（意見）

現在、非営利・非公益の団体については、各種の特別法に規定があるほかは、法人格を取得するための一般的な規定がありません。中間法人制度の創設によって、この間隙を、

営利団体のための一般法をつくって、その中から公益法人を取り出す法体系にしたほうがすっきりする。

・中間法人制度の趣旨は理解できるが、実際に行政がどう運用するのかが分からない。税制はどうなるのか、会計基準等はどうなるのか。

・中間法人制度創設は可。ただし、現に存在する公益法人と同一目的の中間法人が設立されることもあり得る。この場合、税制上の取り扱いはどう違ってくるのか。

2 中間法人制度のあり方について

(意見)

本来は、法的に隙間を生じない、非営利団体一般を対象とした抜本的な法制度の改革がベストですが、現状では、補足説明にあるような共益的団体だけを抽出し、法制化する方法論もあり得るものと評価します。ただし、3(1)で述べるように、業界団体、同窓会、親睦団体、互助会等の中には、「構成員に共通する利益」を超えて幅広く社会的に有益な活動を行っている団体もあることに留意する必要があります。

(会員法人等意見)

・非営利法人の一般法として制定すべきである。
・同業種、同目的の団体が増加する危険性があるのではないか。
・公益法人と営利法人の中間領域をすべてこの試案にある中間法人で埋めるのは無理があるように思う。むしろ、公益法人を、①特定公益増進法人のように積極的に優遇、助成すべき公益法人と②現在の指導監督基準よりもゆるやかな基準を適用する業界団体のような一般の公益法人の2種類に分け、同窓会、親睦団体等を中間法人としたほうが適切ではないか。

3 中間試案について

(1) 適用範囲

(意見)

「第一総則的事項」中の「一定義」そのものには異議ありません。しかしながら、中間試案が中間法人として想定している業界団体、同窓会、親睦団体、互助会等、とりわけ業界団体の中にはこの定義では収まらないものもあることに留意する必要があると思われます。

(理由)

業界団体の中には、業界内の製品等に関する規格統一、業界内従業員の資質・技術等の向上、消費者からの苦情処理等を行っている団体が多数存在します。これらの活動はいずれも「構成員に共通する利益」以上のものであり、これらの活動によって社会が受けている恩恵には大なるものがあると思われます。また、業界団体がその活動の全体を通して当該産業の円滑な運営、発展（ひいては日本経済の発展。それはすなわち社会一般の利益です）に努めている事実は看過すべきでない、と思われます。

(会員法人等意見)

—業界団体自体に公益性—

・業界団体は公益法人にふさわしくないという考え方が前提になっていることに同意できない。
・業界団体を同窓会、親睦団体と同列に扱うのは問題。業界団体は、業界唯一の組織として所管庁の許可を得、規格の統一、標準化、海外団体との調整等、会員以外も含め、業界全体として必要であり、かつ、他の団体では代替できない活動を行うことにより、結果として社会貢献につながっている。同窓会などとは明らかに異なる。もし、業界団体が中間法人として特段の縛りなしに設立可能ということになれば、1業

界に複数の法人が存在する事態となり、活動の統一性は保証されず、社会的混乱を招く恐れが極めて大きい。

・中間試案補足説明に、中間法人の例示として「業界団体、同窓会、親睦団体、互助会等」とあり、「そのような非公益、非営利目的の中間的な団体」と記載されている。二つ問題を感じる。第一に業界団体にも種々のものがあるが、概していえば、その役割、機能は、社会全体にとっても、例示されている他のものと比較にならないくらい的重要性があるということ。少なくとも同窓会と同列に論じることはいえない。第二に業界団体を「非公益」と断定している点。現在のような産業社会において、各産業ごとに存在している業界団体は、もちろん業界の利益を図ることを主な目的としているとしても、もっと広く、社会全体の利益のための活動を展開しているところがたくさんある。これら業界団体の働きがなければ現在の産業社会の円滑な運営は成り立たないといっても過言ではないくらい。その点は行政においても十分認識されていることと思う。一部に、心得違いをして世間を騒がす業界団体もあるが、それにより、すべての業界団体を同列に論ずるのは適当ではない。

・中間試案補足説明において、中間法人として、同窓会、親睦団体、互助会等と並んで業界団体が例示されている。しかしながら、いわゆる業界団体の中には、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的としている団体、団体の構成員の共通の利益を図ることを目的としつつも延いてはそれが社会全般の利益あるいは不特定多数の者の利益に資することになっている団体、あるいは、それらを併せ持っている団体など、公益的性格の強い団体も既に多数存在していることも現実である。したがって、業界団体について、一概に中間法人と位置づけることは適当でないと考える。

・平成8年からの公益法人見直しの一連の作業

の中で、「業界団体」イコール「中間法人」という固定的な考え方が貫かれているようであるが、これは問題。公益活動を目的とした「業界団体」の存在もありえる。当〇〇業協会は、「〇〇業の規制等に関する法律」においてその設立と業務等を規定されている。その内容を要約すれば、〇〇業者は都道府県毎に民法第34条の規定による法人を設立し、〇〇業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的に事業を行い、資金需要者の利益の保護や苦情の解決に努めることが求められている。同法の目的には「〇〇業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適正な運営に資すること」が規定されている。つまり、〇〇業者が自ら団体を組織し、自らの適正な判断によりその利用者に対する公益活動を行うことが求められている。〇〇業者の組織する団体は、すなわち「業界団体」ということになる。しかし、「業界団体」であっても中間法人制度要綱中間試案に規定されているような「社員に共通する利益を図ることを目的」とするものではなく、あくまでも〇〇業を利用している、若しくは利用しようとする不特定多数の者の利益を図ることを目的としているのである。なお、指導監督基準上の理事構成の基準（「同一業界関係者2分の1以下」）について付言すれば、上記法律の趣旨からいっても、団体には〇〇業者の意思を反映することが必要であり、そのためには社員である〇〇業者の中から理事を選任することが必要と考えられる（理事構成において〇〇業者が大多数を占めるのは当然のこと）。ただし、法人の公正さを担保するために、第三者を監事として選任することは何ら問題と考えるものではない。

—最終的に不特定多数の利益—

・業界団体の場合、直接的には業界の利益を図っていても、それによって例えば良書の出版が

増え、文化の向上と社会の進展に寄与するのであれば、「不特定多数の者の利益」の実現を目的としているといえるのではないか。いずれにせよ最終目的が「不特定多数の者の利益」であれば、公益法人とすべきだと思う。

―受益者の数が多い―

・業界団体の事業活動の内容をよく見てほしいと思う。業界団体の場合は、事業活動による社員以外の受益者の数でみると、一般の公益法人よりもはるかに多い例も相当あるのではないか。掲げている目的のみでなく、実際の事業活動の内容、受益者あるいは受益可能な人たちの範囲も考慮に入れて判断すべきではないか。

(2) 法人類型（一つか複数か）

（意見）

中間法人の法人類型を一つにするか複数にするかは議論の多い問題と思われる。小規模団体が不都合を生じないような制度創設が望まれます。

（理由）

「補足説明」も指摘しているとおり、業界団体、同窓会、親睦団体、互助会等と一括りにしても、その規模や態様は様々です。構成員の数が多数の場合もありえるし、少数の場合もあります。また、構成員が変動しやすい場合もあれば、変動がほとんどない場合もあります。いずれにしろ、仮に法人類型を一つとする場合でも、規定全体を通して小規模団体に対する配慮が必要と思われます。

(3) 中間法人制度における法人の名称

（意見）

「中間法人」という名称は不適当と思われます。

（理由）

農業協同組合、中小企業等協同組合、消費

生活協同組合等の各種協同組合は性質上「中間法人」として分類されています。したがって、この「中間法人」と区別する名称（例えば「共益法人」）が妥当と思われます。

（会員法人等意見）

・非営利のうち非公益の協同組合、労働組合、信用金庫、共済組合は、既に「中間法人」という名称を使っている。区別のため、違った名称を使用することが好ましいと思う。

(4) 事業

（意見）

公益事業、収益事業ともに、中間法人が行うことは認められるべきことと思われます。

（理由）

まず公益事業に関して述べれば、営利法人であっても、公益事業を行うことは認められています。次に収益事業に関して述べれば、公益法人であっても、収益事業を行うことは許容されています。したがって、中間法人に対し、公益事業、収益事業を禁止する理由はないと考えます。

（会員法人等意見）

・中間法人の設立は準則主義ということだが、租税回避等を防ぐため、事業内容及び収益事業等については、はっきりした制限を設けるべきである。

(5) 設立（準則主義）

（意見）

準則主義に賛成します。

（理由）

この種の法人設立については準則主義によるべきと考えます。

(6) 基金

(意見)

「設立時における基金の総額は、一定額(例えば300万円)以上」とされていますが、「300万円」は高額すぎるのではないかと考えられます。

(理由)

「補足説明」では「300万円」が有力視され、その主な根拠として、設立における準則主義、社員の有限責任、有限会社の最低資本金額(300万円)との整合性の3つが挙げられています。しかしながら、準則主義、社員の有限責任が有限会社と共通であるとしても、設立時の基金についてまで、中間法人を有限会社と同列視するのは問題と考えられます。そもそも基金が必要かという疑問もあります。業界団体、同窓会、親睦団体、互助会等の中には基金を有しないものもおそらく多数あり、高額の基金を要求することは、法人化の阻害要因になるのではないかと考えられます。

(会員法人等意見)

・当協会は会費収入で運営している。組織変更に当たって、基金を拠出する、又は基金の拠出者を新たに募るということは、現実には不可能と思われる。債権者保護のためであるならば「正味財産」があれば足りると思う。

(7) 計算

(意見)

「会計帳簿、貸借対照表等計算書類の種類及びその記載方法等については、株式会社の会計に関する規定を準用することについて、なお検討」という趣旨のことが述べられていますが、中間法人に関する計算規定については、公益法人会計基準を適用することが適当と考えられます。

(理由)

中間法人においては利益配当が禁じられるので、利益分配を基礎とする営利法人の企業会計原則を適用することは明らかに不適当です。財産の増減計算を主とする公益法人会計基準に準拠するのが適当と考えられます。

(8) 残余財産

(意見)

「残余財産は社員総会の承認を得て処分」「処分方法としては、社員への帰属も妨げない」とされていますが、公益法人から組織変更して中間法人となったものについてはなんらかの規制が必要と考えられます。

(理由)

公益法人から中間法人へ組織変更の末解散し、残余財産を社員で分配する、というケースもありえると思われるからです。

(会員法人等意見)

- ・解散や清算の場合、残余財産の処分に関しては、社員に配分するのではなく、類似の団体に寄付するようにすべきである。
- ・「処分の方法としては、社員に対して帰属させることも妨げない」となっているが、これは問題。公益法人から中間法人に組織変更して解散、社員に分配、というケースもあり得る。社員への帰属は認めるべきではない。

4 公益法人から中間法人への組織変更について

(意見)

①公益法人からの組織変更には、公益法人の有する資産の全部承継が前提として欠かさないと考えられます。また、組織変更規定を整備することも必要と考えられます。

②公益法人からの組織変更の場合、組織の全部変更だけではなく、組織の一部を分離して変更する場合もあり得ると思われます。一部変更の規定も整備する必要があると思われます。

(理由)

①「補足説明」では、公益法人としての活動を通じて蓄積された資産をすべて中間法人に承継させることとしてよい問題、とされていますが、資産の全部承継ができないとなると、事業を継続することが事実上不可能となります。また、事務手続が繁瑣にならないような手当てが必要です。

②意見の中で述べたとおりです。

(会員法人等意見)

・指導監督基準に合わないところは公益法人から移れ、ということになれば、使いやすい法律であってほしいと思う。財産移転が大きな問題だ。公益法人の清算の場合は、財産は国又は類似法人へ、となっている。そのようなことでは困る。

・業界団体である。指導監督基準でいう社外理事を置くのは無理（そこで、中間法人移行もやむなしと考えている）。となれば、中間法人制度が使い勝手のいいもの、自由度の高いものであることを望むしかない。公益法人の財産が全額移転できるように配慮してほしい。

・〇〇関係職員の相互扶助を目的に設立された財団法人である。公益事業もやっているが、中間法人制度ができれば、移行は避けられないと思っている。一部公益事業を残して他を移行するという形がとれるのか、いったん清算するということになるのか。移行措置をきちんやりたいと思っている。何千人にも影響する。

・中間的団体を公益法人から移行させるには、中間試案の組織変更規定は弱すぎるのではないかな。また、いったん許可を受けた法人に対して、

行政指導で組織変更の認可申請を行わせることも問題ないかどうか疑問。そこで、中間的法人については許可条件に現状抵触しているとして許可を取り消し、その代わりに中間法人に組織変更させたほうが法的には的確な対応ではないかと思われる。許可取消しによる組織変更もあり得る旨を、例えば“移行過程”として、法律に明記するなど対応したほうがよいのではないか。

・中間法人が、その事業を転換し、社員の利益でなく積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするようになることも考えられるし、また、そうなることは望ましいこと。したがって、中間法人から公益法人への組織変更についても規定しておくほうがいいと思う。

5 その他（主務官庁に対する意見及び上記以外の項目に関する意見）

(意見)

①中間試案では、「社団法人の社員総会は、（中間）法人への組織変更の決議をすることができる」「財団法人の理事は、（中間）法人への組織変更の計画を定めることができる」とされています。中間法人への組織変更に関しては、ここに書いてあるとおり、基本的に当該法人の自主性に委ねるのが適当と思われます。

②現在公益法人として存在している業界団体、同窓会、親睦団体、互助会等の中には、一概に「構成員に共通する利益を図る」のみでは見ることができない団体も数多く含まれていることはすでに述べたとおりです。そこで、主務官庁側としてはまず、団体の公益性とは何かについての議論を徹底して行うこと、そのうえで、これらの団体がどのようにすれば公益法人として存続し得るかを明らかにすることが必要と思われます。

③主務官庁側でもし組織変更の指導を行う
という場合は、事前に指導基準（認可基準）
を明らかにすることが必要と思われます。

（会員法人等意見）

—全般—

・次の5点を要望する。

①中間法人への移行は、当該法人の申請主義
によること。

②主務官庁の行政指導は、中間法人への移行
を強要するものではないこと。

③中間法人の優遇税制の内容を明らかにする
こと。

④現在の公益法人が対象となっている行政か
らの指定事業受託団体及び叙勲、褒章の適格申
請団体と中間法人との関連を明らかにすること。

⑤公益法人の場合、制度上「1都道府県に1
公益法人許可」のケースがある。このような場
合、中間法人ということになったら、どうなる
のかを明らかにすること。

・指導監督基準に従い、外部監事を入れた。中
間法人制度は迷惑千万である。当協会の事業そ
のものが公益活動だと思っている。もし、中間
法人制度の創設及び公益法人からの組織変更が
避けられないなら、①既存の公益法人には選択
の自由を与えてほしい、②法案全体を、つまり
メリット、デメリットを早く示してほしい。そ
の上で選択したい、③万が一移行となった場合
は、事務的な負担を軽くしてほしい。

—他の制度との関連—

・当協会は税法上の特定退職金共済団体である。
所得税法施行令に基づくもので、退職金共済事
業を主たる目的とする公益法人で税務署長の承
認を受けたものは特定退職金共済団体となるこ
とができる、となっている。もし中間法人とい
うことになったら、この扱いはどうなるのか。

—総会—

・総会の招集権者が「原則として理事会」とな

っているが、当協会の実情からすると、そのた
めの招集は余り意味がなく、また手間である。
招集権者は「会長」としたい。

—理事—

・理事の有給、無給が一切触れられていないが、
実際に法人の事業に専従している理事を除いて
は原則無給とすべきことを明示した方がいいの
ではないか。そうしておかないと、所管官庁に
よる指導監督がないわけだから、収益事業によ
る収益を理事への報酬として実質的に配当する
ことが可能になってしまうと思う。

—組織変更—

・原則として既存の公益法人は、自ら希望しな
い限り、組織変更の対象としないことが望ましい。
・現在、公益法人であっても、行政は不相当と
判断すれば、中間法人への移行を指導するのか。
県の実務担当者の説明を聞きたい。

・主務官庁の指導もあり、昨年、理事の2分の
1以上を外部から入れるようにした。業界団体
だったら、指導監督基準に適合していても、中
間法人ということになるのか。

・業界団体が中間法人の例示に挙げられている。
このままだと公益法人である業界団体は、強制的
に中間法人に組織変更させられる可能性がある。
既存の公益法人である業界団体には特段の
配慮を要望する。

・外形のみで公益性を論じるのは問題だと思う。
それぞれの業界特有の「公益」があると思う。
それを踏まえた議論が必要だと思う。

・〔業界団体関連〕同一業界の関係者が理事の
2分の1を超えていても、必ずしもその業界の
みの利益や親睦を目指すとはいいい切れない。逆
に、半数以上の理事を業界以外から選任したと
しても、その人たちが業界の意のままになるの
であれば、なんら意味はない。理事に学識経験
者等第三者的な判断のできる人を1名以上、監
事に業界外から1名以上加えるよう義務づけれ
ば、形式的には十分ではないかと考える。理事

の構成のみで判断するのではなく、その法人が真に公益にかなった事業を展開しているかどうかで判断すべきではないか。事業報告や決算報告で、公益にかなった事業を行っていないと所管官庁が判断した場合に、是正を指導し、それでも是正されない場合は、中間法人や営利法人に組織変更させればいいのかではないか。

資料

アンケート調査の概要及び調査結果

1 調査期間

平成12年5月18日～6月12日

2 調査対象

(財)公益法人協会の会員社団法人240団体を対象とした。

3 回収

(1) 63団体から回答をいただいた。回収率は26.25%であった。

(2) 63団体の内訳は次のとおりである。

業界団体（同業者団体を含む）36、共済会4、同窓会2、その他21

4 質問と回答

4つの質問（Q）について、あらかじめ用意したそれぞれ3通りの答え（A）の中から該当するものをマークしていただいた。また、意見欄を設け、自由に意見を記入していただいた。19団体から種々の意見があり、これらについてはすべて項目ごとに整理のうえ本文「会員法人等意見」中に収録した。質問内容と回答の集計結果を併せて示すと次のとおりである（図参照）。

Q1 中間法人制度（本制度）案の内容についてはご承知ですか。

A 「十分理解している」11、「ある程度理解している」36、「あまり理解していない」16

Q2 本制度案に対し問題と思われる点がありますか。

図1 中間法人制度案の内容理解

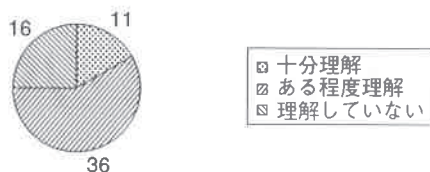


図2 中間法人制度案について問題と思う点

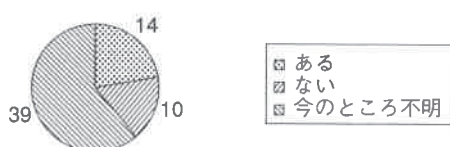
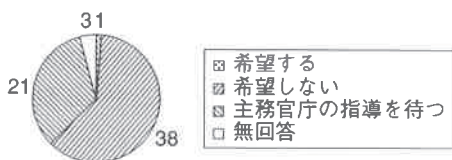


図3 中間法人に該当と思うか



図4 中間法人への転換、希望するか



A 「ある」14、「ない」10、「今のところ不明」39

Q3 貴法人は本制度案で規定する中間法人に該当すると思われますか。

A 「思う」10、「思わない」39、「分からない」13、無回答1

※「思う」10の内訳は、業界団体7、共済会2、同窓会1。

Q4 貴法人は本制度が創設された場合、本制度に基づく中間法人への転換を希望されますか。

A 「希望する」1（※業界団体）、「希望しない」38、「主務官庁の指導を待つ」21、無回答3